

2024年12月27日

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会 (JPA)

代表理事 吉川祐一



高額療養費制度における負担上限額引き上げに関する要望書

日頃より難病対策、小児慢性特定疾病対策及び長期慢性疾患対策を推進いただき、心より感謝申し上げます。私たちは、大人や子どもの難病や長期慢性疾患の患者団体と地域難病連、103団体が加盟・準加盟する患者・家族の会の全国組織です。

さて今回、来年8月及び再来年8月以降に実施するとした、高額療養費制度における負担上限額引き上げの政府決定は、一時的に高額な治療を必要とする者だけではなく、特に、公的な医療費助成制度のない長期慢性疾患やがんをはじめとする、中長期にわたり高額な治療の継続が必要な患者や家族、また、そのような疾患を抱えながらも治療と仕事を両立しようとする患者や家族にとって、負担増はもとより、受診抑制、治療選択の狭まり、重症化の危険、治療継続の断念、生活の崩壊、さらには命の継続の危険にも繋がりかねない、大きな影響をあたえるものです。

また、この対策による、現役世代の保険料負担の軽減や抑制についても、その具体的な内容については明確に示されていません。

このため私たちは、下記の通り、負担上限額引き上げの軽減、並びに多数該当の継続とその際の負担額の軽減等を要望するとともに、社会保障費の増加に対応し、国民皆保険を堅持するための対策の全体像の構築と、それに基づいた具体策がとられるよう要望します。

記

・中長期にわたり高額な治療の継続が必要な患者や家族、治療と仕事を両立しようとする患者や家族のため、政府が2025年8月及び2026年8月以降に実施するとした高額療養費制度における負担上限額の引き上げ額の軽減、並びに高額療養費の多数該当の継続と負担額の軽減等、今回の決定の影響を緩和するための対策を実施してください。

・この対策による現役世代の保険料負担の軽減についての内容を明確に示すとともに、社会保障費の増加に対応し国民皆保険を堅持するため、それらの対策の全体像の構築と国民的議論の醸成を図り、それに基づいた具体策を立案、実施してください。

以上